

7. 一般墓地使用許可条件

○使用の条件（規則第4条）

一般墓地使用者（条例第6条第1項に規定する一般墓地使用者をいう。以下同じ。）は、一般墓地の使用の許可を受けた日から2年以内に墓碑を建立しなければならない。

○各務原市墓地条例及び同施行規則（下記参照）を遵守すること。

各務原市営墓地条例及び同条例施行規則（抜粋）

1. 使用の目的（条例第3条）

市営墓地は、焼骨の埋蔵及び墓碑の建立等の祭祀（し）を行うために必要な工作物の設置以外に使用してはならない。

2. 使用権の承継の許可（条例第5条、規則第5条）

一般墓地の使用権を承継しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。承継の許可を受けようとする者は、市営墓地使用権承継許可申請書に一般墓地使用許可証その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3. 届出（条例第6条、規則第6条、7条）

一般墓地の使用の許可を受けた者は、住所又は氏名を変更したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。また、一般墓地内において墓碑の建立、修繕等の工事を行おうとするときは、事前に市長に届け出なければならない。当該工事が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

4. 転貸及び譲渡の禁止（条例第8条）

一般墓地使用者は、使用の許可を受けた一般墓地の区画又はその使用権を転貸し、及び譲渡してはならない。

5. 美観の保持（条例第9条）

一般墓地使用者は、使用の許可を受けた一般墓地の区画について清掃及び工作物の修繕を行い、常に一般墓地の美観を保たなければならない。

6. 撤去又は改善の命令（条例第10条）

市長は、設置された工作物が一般墓地に不適切なものであると認めたとき、又は使用目的に違反して一般墓地が使用されていると認めたときは、一般墓地使用者に対して工作物の撤去若しくは改善又は一般墓地の使用方法の改善を命ずることができる。

7. 管理料の徴収（条例第12条、規則第9条）

一般墓地使用者は、清掃その他一般墓地の管理に要する経費として、管理料を納めなければならない。管理料は、一般墓地使用者であるものに対し、毎年度10月1日に1区画につき年額2,000円を徴収する。管理料は、3年度分（6,000円）前納（納期限は賦課年度の11月末日）しなければならない。

8. 使用の許可の取消し（条例第15条）

市長は、一般墓地使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、一般墓地の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により使用又は承継の許可を受けたとき。
- (2) 使用の許可に付した条件を遵守しないとき。
- (3) 第3条、第8条又は第9条の規定に違反したとき。
- (4) 第10条の規定による命令に従わないとき。
- (5) 一般墓地使用者が正当な理由なくして3年以上管理料を納めないとき。
- (6) 墓地に係る法令の規定に違反したとき。
- (7) その他一般墓地を管理するために必要な指示に従わないとき。

9.返還（条例第16条）

一般墓地使用者は、一般墓地を使用する必要がなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該届出に係る一般墓地の使用権は、消滅する。

2 返還の届出をするとき、又は一般墓地の使用の許可を取り消されたときは、遅滞なく一般墓地の当該区画を原形に復し、市長に返還しなければならない。この場合において、その費用は、一般墓地使用者の負担とする。

3 市長は、一般墓地使用者が前項の規定による原状回復を行わないときは、焼骨を無縁として処置し、及びその墳墓、墓碑又は形像類を移転することができる。

4 前項の場合においては、その費用を当該一般墓地使用者から徴収することができる。

10.使用権の消滅（条例第17条）

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般墓地の当該区画に係る使用権を消滅させる旨の告示を行うものとする。

(1) 一般墓地使用者が死亡した日から5年以内に第5条第1項の許可を受ける者がなかったとき。

(2) 一般墓地使用者が5年以上の間、所在が不明で、第6条第1項の規定による届出をしなかったとき、又は第9条に規定する義務を履行しなかったとき。

11.改葬及び無縁処置（条例第18条）

市長は、一般墓地の使用権を消滅させたときは、焼骨を改葬し、及びその墳墓、墓碑又は形像類を移転することができる。使用権の消滅の日から起算して5年を経過したときは、前項の規定により改葬した焼骨を無縁として埋蔵することができる。